

成松文書

米水津村明細帳について(三)

竹野浦・小浦

橋本和雄

(会員・佐伯市蟹田区)

はしがき

今回は紙数の関係から浦代を次回にまわし、竹野浦と小浦の両地区を紹介することになった。この両浦は興味



慶長九甲辰
(村在銘最古の墓)

を大いに惹かれる地域である。米水津の中で年号入りの一番古い墓、慶長九年(一六〇四)が存在していることや(写真参照)、他の浦と比べて土地・耕地は狭い地域であるけれど、竹野浦の左京という人物が、慶長十四年(一六〇九)この地区全体の肝煎(庄屋)を命じられていること、また、他の地区にまで良く知られた小浦の粟嶋明神の存在などがそれぞれである。しかし、この地区のユニークな面に関する追求は、私の力不足から果たせなかった。今回は畑作物関係・寺社関係に視点を置きながら「村明細帳」の内容を紹介していく。これを書き上げた後、見直していくと不備な面が次から次へと目につき恥かしい思いにかられる。しかし、自分自身の勉強のためになるからと成松文書へ取り組んでいるのであり、次回

「浦代編」は最終回になることから少しでも前進した内容のものにしたいと考えている。皆さん方の厳しい叱正とご指導を心からお願ひする次第である。

村明細帳

一 高 三拾貳石八升五合三夕三才 竹野浦

此反別五町壹反七畝貳拾八歩

内

拾九歩 庄屋座敷

此高六升三合三勺三才 前床引

壹反貳拾四歩 潮月寺屋敷

此高壹石八升 床引

壹石壹斗四升三合三勺三才

此反別壹反壹畝拾三歩

残高 三拾石九斗四升貳合 毛附高

此反別五町六畝拾八歩

屋敷七反貳畝貳拾貳歩 石盛壹石

此高七石貳斗七升三合三勺三才

上畑五畝六歩 五盛壹石

此高五斗貳升

中畑六反七畝貳拾貳歩 石盛八斗

此高五石四斗壹升八合六勺六才

下畑壹町九反壹畝拾九歩 石盛六斗

此高拾壹石四斗九升八合

下々畑壹町壹反五畝拾五歩 石盛四斗

此高四石六斗貳升壹才

山下々畑五反三畝貳拾貳歩 石盛三斗

此高壹石六斗壹升貳合

一當浦 東西百五拾八間

南北百三拾間

一竈敷合五拾五軒 但無高之百姓壹軒も無御座候

一人数合三百貳拾三人 但百六拾九人男

百五拾四人女

一御高札場壹ヶ所 但瓦葺

板敷六枚 何事によらず 切支丹 唐物抜荷

強訴 博奕 唐物抜荷

一御先代様御墨附庄屋傳五郎先祖左京江被下置候

今以所持仕候

一御城下江當浦より道法貳里貳拾八丁

一御立林 貳ヶ所 但西のひら 東のひら

一御定御運上物

銀六拾五匁貳分五厘

内

銀三拾目

鱒干濱御運上

同三拾五匁貳分五厘

小漁御運上

不定御運上物 銀八拾六匁

酒場壳貳軒

一橋 六ヶ所 但皆石橋

一氏神天神社 壹ヶ所

社九尺四面萱葺

廊下

壹軒四面

瓦葺

舞堂 梁行貳軒

但瓦葺

境内

豎拾壹軒半

桁行三間

横六間

前二石の鳥居御座候六月廿五日十一月廿五日兩度祭礼

一龍神社壹ヶ所 九尺四面 瓦葺

但天神社地ニ御座候

右社人塩月上野

一寺壹ヶ所

米水山潮月寺

本尊 釋迦如来 木佛

大内蔵之作ニ而御座候

境内 豎八間

本堂 梁行三間半

横貳拾四間

桁行六間

但瓦葺

廊下

梁行壹軒

瓦葺

庫裏

梁行三間半

桁行九尺

桁行七間半

但萱葺

一觀音堂壹ヶ所 貳間四面瓦葺

潮月寺内ニ而

本尊正觀音 木佛

弘法大師之作ニ而御座候

弁天鎮守座像

脇立

地藏立像

高壹石八斗

反別壹反貳拾四步 前々より御免高

一森三ヶ所

但天神森 山ノ神森 寺ノ森

一鉄砲壹挺

但威

一土地 小石砂交り

一百姓作間稼萬漁業仕候

一大庄屋給米三斗壹合

一大庄屋給銀貳拾八匁

一小庄屋給銀三百目

一皆合給銀貳拾八匁

一町皆合給銀貳拾八匁

一大庄屋町宿給銀拾六匁

一町宿給銀八拾目

一船數合 五拾壹艘

壹艘御役目船 六艘小引網船

九艘小引網手船 貳艘三枚帆

壹艘六反帆 三拾貳艘小船

一鯛干濱三反壹畝五步

内

上濱 九畝貳拾貳步

中濱 壹反六畝拾七步

下濱 四畝貳拾四步

一高三拾壹石六斗九升五合七勺

此反別五町壹反壹畝壹步

内

七步

此高貳升三合三勺三才

拾九步

此高六升三合三勺三才

三畝貳拾四步

此高三斗八升

五畝

東林庵屋敷高引

鍛冶屋嘉兵衛

屋敷床御免

此高五斗

九畝貳拾步

此高九斗六升六合六勺六才

殘高三拾石七斗貳升九合四才

此反別五町壹畝拾壹步

毛附高

内

屋敷七反貳拾八步

此高七石貳斗六升三合

石盛壹石

上畑七畝拾八步

石盛壹石

此高七斗六升

中畑六反五畝三步

石盛八斗

此高五石貳斗七合九石八才

下畑壹町七反貳步

石盛六斗

此高拾石貳斗四合

下々畑壹町七反壹畝貳拾壹步石盛四斗

庄屋屋敷床引

遠見屋敷高引

此高六石八斗六升八合三才

芝原

畑壹反四畝九步

石盛三斗

山下々

此高四斗貳升九合

一 當浦 東西百拾間
南北百貳拾貳間

一 竈数合 六拾貳軒 但無高百姓壹軒も無御座候

一人数合 三百四拾七人 但 男百七拾九人
女百六拾八人

一 御高札場壹ヶ所 但瓦葺
枚数八枚

切支丹 捨馬 唐物抜荷 虚無僧

博奕 浪人 唐物抜荷ニ付 何物によらず

一 御城下江當浦庄屋元より三里

一 御立林 四ヶ所

内

壹ヶ所 御番所上 壹ヶ所 楠野浦山

壹ヶ所 荒戸山 壹ヶ所 むすこや

一 百姓仲間山三ヶ所

内

壹ヶ所中越道ノ上 壹ヶ所柳ヶ谷 壹ヶ所源迫

一 御船手御用木柞貳本 但粟嶋森ニ御座候

一 御定御運上物

銀貳拾四匁八分壹厘

内

銀拾四匁三分壹厘 鱒干濱御運上

同拾匁五厘 小漁御運上

一 不定御運上物 銀八拾六匁 酒売場貳軒

一 橋 三ヶ所 但皆石橋

一 庵 壹ヶ所 浄土宗門浦代養福寺末

栗林庵

本堂 阿弥陀 但木佛作相知不申

脇立 観音 薬師

弁天 地藏 木佛ニ而作相知不申

境内 豎五間 梁行四間 茅葺

横拾壹軒 桁行六間 瓦葺

高三斗八升 御免高

此反別三畝貳拾四步

一氏神 粟嶋大明神 社人木立村

塩月上野

社 九尺四面 廊下 梁行壹間
桁行壹間半

舞堂 梁行貳間 境内 豎九間
桁行三間 横七間

前二石之鳥居御座候六月十八日八月十八日兩度祭り

一天神 壹ヶ所 但瓦葺

一蛭子堂壹ヶ所 但右同断

一山ノ神貳ヶ所 但三尺四面堂

但森御座候

一御番所壹ヶ所

高三斗五升七合 御免高

此反別三畝拾七步

一遠見番所 但荒戸山 崖ニ御座候地下より拾五丁

高貳升三合三勺三才

此反別七步 御免高

一土地小石砂交り

一百姓作間之稼萬漁業仕候

一鉄砲 壹挺 但威

一大庄屋給米貳斗九升七合

一大庄屋給銀四拾貳匁

一小庄屋給銀三百五拾目

一皆合 給銀四拾貳匁

一町宮合給銀四拾貳匁

一大庄屋町宿給銀貳拾四匁

一町宿 給銀百目

一船數合六拾三艘

内

壹艘 御役目船

壹艘 三枚帆

壹艘 四枚帆

四拾九艘 小船

四艘小引網船

六艘右手船

壹艘 六反帆

一鱒干濱三反八畝貳拾四步

内

上濱貳反八畝貳拾壹步

中濱八畝貳拾三步

下濱壹畝八步

ノ

第1表 時代別耕地・人口状態へ（明細帳村勢要覧をまとめた）

地区	天保4年(1833)B			昭和55年(1980)B			A - B		
	耕地面積(畑)	家数	人口	耕地面積(畑)	家数	人口	耕地面積(畑)	家数	人口
竹野浦	4町3反2畝20歩	55軒	323人	約16町2反	83軒	274人	11町1反3畝12歩	28軒	-49人
	4町3反13歩	62軒	347人	約16町4反	98軒	330人	11町3反8畝19歩	36軒	-17人
	4町4反9畝12歩	103軒	570人	約9町9反	191軒	700人	5町4反18歩	88軒	-130人

一 産業関係

昨年（昭和六十年）

十二月中旬頃、竹野浦・

小浦地区を歩いてみた。

その日は日射しが暖か

く感じられる天候だっ

た。孫と共に海岸沿い

の道路を歩く実年の人

たちの姿や、みかん畑

で働く人々にも何かノ

ビノビとしたものを感

じさせられた。ござっ

ぱりした服装、手入れ

の行き届いた庭のある

家、スピード感をあふ

れさせて走る自動車の

流れ、海にはオレンジ

色のブイを規則正しく

並べて設置されたブリ

養殖場が何ヶ所も見られた。そこには日本経済の発展に支えられた豊かで、活気に満ちた人間の生活の場があった。こうした様子を眺めていると天保四年（一八三三）当時の「村明細帳」に記されている竹野浦・小浦地区とは別世界のような感じがしてくるのである。

では、天保四年当時の竹野浦・小浦地区の様子はどうかだったのだろうか。当時の生活を支える上で重要な役を果たしていた耕地関係から見えていくことにしよう。第一表を見ていただくと分るように、竹野浦・小浦地区ともに畑ばかりで田は無かった。その面積は竹野浦が五町三反二畝二〇歩、小浦が四町三反一三歩であった。

小浦の四町三反一三歩は米水津組の中では一番少ない耕地面積である。しかし、一戸当りの耕地面積となると異った状況を見せる。竹野浦は九畝六歩、小浦は八畝二歩で、宮野浦の一戸当耕地面積四畝一歩の約二倍はある。そうはいっても、この程度の耕地では一家族（竹野浦は一戸当り平均五・九人、小浦は五・六人）が生きていく上で少なすぎることはない。

両地区とも畑作ばかりの地域であるが、当時の畑では何を栽培していたのだろうか。「村明細帳」には何も記

第2表 畑作物構成

大野郡志賀村		佐伯波越村			佐伯波越村		佐伯西野村	
年代不詳		享保6年(1721)			文化2年(1805)		天明4年(1784)	
秋作		夏作			記されていない		記されていない	
麻苧	高蕎麥	大小菜種	小麦子	大小麦	あいも	大小麦	唐芋	大小麦
胡麻	木綿	えんどう	ひえ豆	粟		大豆	芋根	粟稗
大豆	煙草	ち高水	小葉菜	ひえ豆		粟稗	大芋	大芋
野稗	午房			綿		麻苧	大芋	大芋
人參							木綿	

※ 大分県地方史料叢書 豊後国村明細帳(-)(ハ)よりまとめた。

は、さつまいもは「近世前期にわが国に輸入され、後期に至って農民の主要食糧となった。」(古島敏雄著作集第 六巻・三六六頁)と記されている。この「さつまいもは

されていないので分らないが、他の史料をもとにしながらかのことに触れてみた。第2表は大分県地方史研究会が発刊している「豊後国村明細帳」の中から三地区を選んでまとめたものである。この表からはいろいろの事が読みとれるが、そのうち「さつまいも」のことに少し触れることにしよう。古島敏雄氏の「日本農業技術史」に依れ

長崎・薩摩へは元禄初年(一六八八)以来に渡米し……国内各地に甘藷の拡まったのは享保元年から二十年(一七一六〜一七三五)前後以後(「同書」三六七〜三六八頁)とされている。このさつまいもが、佐伯藩ではいつ頃から栽培されるようになったのだろうか。第2表堅田の波越村享保六年(一七二一)の畑作物の中に「いも」と書いてある。それが文化二年(一八〇五)になると、唐芋・里芋と区別して書いている。(堅田の西野村天明四年(一七八四)も同様)この使いわけが意味するものは何であるか分らない。享保六年の際に唐芋・里芋をまとめて「いも」と書いたのか、それとも「唐芋」が新たに栽培されていたことから、従来栽培されてきた里芋と区別して書くようにとの指示が役所よりなされた結果なのか、現段階では確かめようがない。

佐伯藩は海に面した地域が多く、海上交通もかなり行われていたことでもあるし、それに薩摩藩領から近いという関係から、思いの外早く伝えられたとも考えられる。文献的にどなたか御存知の方があつたらぜひお教え願いたい。天保四年(一八三三)当時、米水津の畑で栽培していた作物も、堅田の波越村・西野村と大体同じであつ

第3表 竹野浦・小浦所有船状況

船種	地区		竹野浦	小浦
	御役	船		
6	反帆	船	1	1
4	枚帆	帆	1	1
3	枚帆	帆	2	1
小	引網	船	6	4
小	手	船	9	6
小		船	32	49
計			51	63

たものである。御役船が一艘ずつあるのは他の浦と同じであるが、色利・宮野浦には見られなかった六反帆の船を一艘ずつ所有している。六反帆の船に積むことが出来る荷物の量は一〇三・二石で、これより一ランク下の五枚帆六三・一石を大きく上廻っている。(佐伯史談第一四〇号・一一頁参照) 竹野浦・小浦の船主はこの六反帆の船に荷物を満載して海上を往來していたのであろう。この六反帆の大型船があるのは竹野浦・小浦の両地区だけであるが、帆船数全体となると他の浦の状況と比べて極めて低い。

各浦別の帆船所有数をまとめたのが第4表である。色

たと判断して良いのではないだろうか。

次に、当時の生活を支えるもう一本の大きな柱だった漁業関係について、船をもとにして見ていくことにしたい。第3表は「村明細帳」をまとめて表にし

第4表 各浦別帆船所有状況

船種	地区				
	色利浦	宮野浦	竹野浦	小浦	浦代
6	反帆		1	1	
5	枚帆				1
4	枚帆	1		1	3
3	枚帆	12	13	2	1
計		13	14	3	3

(「村明細帳」よりまとめた。)

利・宮野浦・浦代は十軒前後に一艘の割合で帆船があるのに対し、竹野浦・小浦は約二十軒に一艘の割合である。他の浦の半分しか所有していないのは何か大きな訳でもあるのだろうか。

帆船の数は少ないけれど、小船の数をみると逆の現象を示している。家数全体に対する小船の所有割合は、竹野浦が一・七軒に一艘、小浦が一

・三艘で宮野浦の二・五艘、色利の二・三艘の倍に近い割合で所有している。このことは竹野浦・小浦地区が、他の浦以上に独立して漁業を営む家が多かったことを意味するのであろう。

二 寺社関係

江戸時代、徳川政権による宗教対策は、宗教全体を巧妙にその支配機構の中に組み込んでいったことにある。

第5表 明細帳記載の浦別 寺院・神社の状況

地区 項目	色 利 浦	宮 野 浦	浦 代 浦	小 浦	竹 野 浦
寺 院 関 係	禅宗御城下養 賢寺末 妙智庵 禅宗竹野浦潮 月寺末 薬師庵	浄土宗浦代養 福寺末 迎接庵 堂(不動明王) 辯 天 堂	浄土宗京都智恩 院末 養福寺 浄土真宗御城 下善教寺末 大願寺 閻魔 堂 荒 神 庵 観 音 堂	浄土宗門浦代養 福寺末 栗林庵	禅宗御城下養 賢寺末 潮月寺 観 音 堂
神 社 関 係	氏神立岩権現 天神社(色利浦) 天神社(大内浦) 蛭子社(白浦)	氏神天神社 愛 宕 社 蛭 子 社	氏神天神社 権 現 社 山 之 神 天 神 菴	氏神粟嶋大明神 天 神 社 山ノ神武ヶ所	氏神天神社 龍 神 社

その端的な表れが「本末制度であり、そして「壇家制度(寺請制度)」である。これらの制度はいずれも十七世紀半ば頃に完成されたといわれている。このうち「本末制度」に触れながら、米水津浦の寺院についてみていくことにしよう。第5表は村明細帳に記載された寺社をまとめたものである。寺院関係を見ると、色利が禅宗であり、宮野浦は浄土宗といったぐあいに隣接した地域でありながら宗派を異にしている。浦代は一地区に浄土宗と浄土真宗というぐあいに二派の寺院が存在している。これ等の寺院について村明細帳ではどの寺の末寺であることを明記している。竹野浦の潮月寺は佐伯市にある養賢寺の末であることが分る(養賢寺は京都の臨濟妙心寺の末である)。小浦の栗林庵は浦代にある養福寺の末寺である。このように佐伯藩においても「本末制度」は貫徹されていた。江戸時代に確立された「本末制度」というのは、寺院の本寺による末寺の支配形態を意味している。これは幕府権力の大きなバックアップの中で生み出されたものであるが、本寺が末寺に対して持つ権限には大きなものがあつた。各宗派に共通していえる権限としては、◎その宗派内の僧侶を養成する権限 ◎寺の住職の任免を申し渡す権限があつた。すなわち、末寺の住職の身分に関する権限は本寺に与えられていたわけである。この寺関係で浦代の大願寺から「明治十二年八月廿日」の日付

で次のような報告書が出されている。

大分県豊後国南海部郡浦代浦	大願寺
真宗東派	
内国書	
教行信證	全部六卷
真宗仮名聖教	壹部
浄土三部教	十部
七祖聖教	壹部
書画	
皇太子繪像	元禄六酉年四月十一日 壹幅
西京府本願寺より免許	
宗祖大師繪像	同
蓮如法主繪像	同
七高祖繪像	同
宗祖大師繪像	四幅
右之通御座候也	
大分県豊後国海部郡浦代浦	
真宗東派大願寺住職	
教導職……………	
明治十二年八月廿日	

この報告書を見ると、どうしてこれだけの物しか報告しなかったのだろうか。仏花器をはじめ寺院の中には数多くの物があることを考えると、まだ他の品が書かれたとしても不思議ではない。この報告はたぶん当時の通達にもとづいて作成されたと考えられるが、その事を明らかにする資料を見付け出すことは出来なかった。

報告に書かれている中に皇太子繪像等はいずれも「元禄六年西京府本願寺免許」と記されている。「本願寺免許」と書いてある意味や、そしてどのようなルートをたどって、これ等が浦代・大願寺へ納められたかを考察する手掛りとして次の資料が利用出来そうである。第6表がそれである。これは筆者の圭室文雄氏が東本願寺に残る「申物御札之留」を作成された表の中からさらに一部を抜萃したものである。大願寺報告書の皇太子繪像・七高祖繪像は、表の中にある太子・七高祖画像であろう。宗祖大師繪像は親鸞画像であろうし、蓮如法主画像は蓮如画像であろう。宗祖大師繪像は、御繪伝に内国書の教行信證等は御文次第に含まれていると解される。とすると、これ等はいずれもその昔本寺である東本願寺へ大願寺から下布の申し入れを行い、本寺はその申し入れを受

次に神社関係を見ることにしよう。小浦には他地域まで知られた粟嶋大明神がある。他の浦を見てもそれぞれ二つ以上の神社がある。この神社数については、時代別に比較出来る資料を一つ見つけることが出来た。第7表がそれである。これは米水津村誌に記されていたのを表

れるとおり、末寺からかなりの礼金が支払われたことと思われる。

第6表 江戸時代東本願寺より末寺への下布品に対する代金

下布品	下布代金
太子七高祖画像	銀 471匁5分(約9兩2分)
親鸞画像	〃 963匁5分
蓮如画像	〃 334匁7分(約6兩3分)
歴代法王画像	〃 334匁7分
御絵伝	〃 2貫74匁8分
御文次第五帖壹部	〃 113匁5分
〃 五拾五丁	〃 23匁1分

歴史公論 S 51年1月号「江戸時代の本末制度」
圭室文雄氏の論文より
東本願寺の「申物 御礼之留」より作成されている。

けて下布することを認め送ってきたものである。「元禄六年西京府本願より免許」と書かれた背景には、こうした本寺末寺の関係による手続きがあったと判断される。もちろんこの下布に対しては、表に見ら

第7表 米水津村誌に見られる浦別神社の状況

色利浦	宮野浦	浦代浦	小浦	竹野浦
立岩権現神 天古天神 蛭山ノ神(関網) 山ノ神(冲世ノ鼻) 山ノ神(本谷)	天神 蛭子(松切)	天神 権山ノ神 蛭子(久保浦) 蛭子(はさこ) 龍神(松ケ鼻) 冲世神	明神 蛭子	天神 神子 蛭子(大子嶋)

() 内は地名
米水津村誌 昭和41年3月刊 山田平之丞著

にしたものである。この数に関する年代について村誌は触れていない。しかし、「御領分中惣社数五六八ヶ所…右木立村塩月伝大夫勤」という文面が時代を知る手掛りを提供してくれた。

辛未年	出納三右エ門正徳三	神主木立傳大夫庄屋	癸巳九月十八日造営	右エ門大夫享保十八	ノ年造営神主塩月大	淡嶋大明神元禄壬申
-----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

「弘化二乙巳年五月十七日 諸神社記録、豊後佐伯木立村神主塩月上野亮」と表紙に書かれた文書の中に、塩月伝大夫に關する文面を見付けることが出来たのである。

八月廿八日神主塩月傳大夫庄屋山田甚兵衛

この文に見られる寛延辛未は一七五一年にあたる。従って、第7表の神社は一七五〇年前後のものと見て良いのではないだろうか。第5表が一八三三年を、第7表が一七五〇年頃の神社数を表わしている。これを見る時、九十年近い年月の経過は神社の数にも変化が見られる。

先ず目に付くことは、一七五〇年頃(第7表)には各浦とも「蛭子社」があるのに、一八三三年(第5表)では竹野浦・小浦・浦代に蛭子社が無いことである。また、これとは逆に天保年間(第5表)では宮野浦に愛宕社、小浦に天神社、竹野浦に龍神社があるのに、寛永年間(第7表)では書かれていない。山ノ神にも変化が見られる。特に色利の場合、第7表では三か所にあることが記されているのに、第5表では全く触れていない。これは山ノ神をまつることに変化があったからだと考えられる。一七五〇年代では存在していた色利の山ノ神は、一八三三年の「村明細帳」では次のように書かれていた。

関あみ山ノ神 森社無御座候 沖世野久保 森社無御座候
本谷山ノ神 森社無御座候 西谷山ノ神 森社無御座候

これからも分るように、以前山ノ神を祭っていたことを色利の人は充分知っていた。しかし、時の流れの中で訪れる人は少くなり、社(やしる)そのものも消えていってしまった。そして、山ノ神を祭っていた名残りは「森」に留められていたというのである。(「西谷山ノ神 森社無御座候」に関して)は寛延年間の神社名に書かれていないが、その訳を調べる手だては見出し得なかった。) こうした神社が祭りの時はさぞかし賑にぎったことと思われる。この日ばかりは、村の人たちも仕事を休み、神社へお参りに来たことであろう。神楽を舞う姿にジーンと見とれる人々、人ごみの間を縫って走りまわる子どもたち、境内の中は楽器の音を打ち消すかのように人々の笑いとざわめきがあふれていたと思われる。まさしく神社は人々に憩いとくつろぎの場を提供していたのである。神社へ寄せる人々の心にはさまざまなものがあったであろう。そうした中で、こういった面もあったという史料を紹介してしめくりとしたい。

文久元年五月廿日ヨリ日照ニ付雨乞仕候六月十九日夜
大雨夜もすがらふり□□しけり

日数廿八日ばかり天気相つき惣中大ニ心配仕候

神主 塩月上野

この史料は、先に塩月伝大夫に関する調べをする際に

一枚のメモ

米水津の高宮さんが、「古文書」に関する原稿を寄せられているのを見て、ふと、昔の事を思い出しました。

あれは、佐伯市制施行三十周年の記念の年でした。その記念事業の一つとして、「佐伯市史」の編さんが取り上げられ、私もその編集委員の一人に選ばられました。

担当は現代編。古い昔のことを担当された方にくらぶれば、楽な方で、早速資料の収集に県立図書館へ通ったり、市の書類倉庫へ入ったりしました。

だが、意外とこれといった資料がなく、ずい分苦労しました。そんなとき、戦前、年末になると、それぞれの担当課長が、一年間の統計や出来事をまとめて提出していた書類を見つけました。残念な事に、それは二、三年分しかありませんでしたが、ずい分と役に立ちました。

用いた「諸神神記録」の表紙裏に走り書きされていたものである。神社にかけた当時の人々の熱い思いが私たちの胸へ伝わってくるような気がしてならない。

また、あるときは、議事録にはさまれていた一枚の走り書きに助けられたこともありました。

そのとき、私は（これを書いた人は、深い気持で書いたのではないだろうが、時が経ってみると、こんなに役に立つ。そのときはこんなものと思っても、書き残しておく事は大事なんだ。一枚のメモでもばかにしてはいけない）としみじみ思いました。

実は、私も大学で専門科目の単位の一つに古文書学を取りましたが、それは、別に古文書に興味があったわけではなく、いわば、単位を揃えるために取ったものですが、このときばかりは古文書とはこんな大切なものかと、続けて勉強しなかつたのが悔まれてなりませんでした。

（後藤 知久記）